

事 務 連 絡
令和3年4月16日

教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課
御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）」について

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）の送付について」（令和2年10月5日付け2教教人第23号 総合教育政策局教育人材政策課長、初等中等教育局情報教育・外国語教育課長、同教育課程課長通知）を踏まえ、GIGA スクール構想に対応できる教師を確実に養成できるよう、教師の ICT 活用指導力について教職課程の改善・充実に努めていただいていることと存じます。

これに関連し、昨年11月30日に開催された中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（第118回）において、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」に含むこととされている「（情報機器及び教材の活用）」を切り出し、令和4年度から新たな事項として、「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）」の1単位以上の開設を義務化することについて、概ね委員の賛同を得られたところです（別添1参照）。また、別添2（同部会資料（第120回）抜粋）のとおり、当該事項についてのコアカリキュラム（案）についても審議がなされておりますので、御承知おきください。

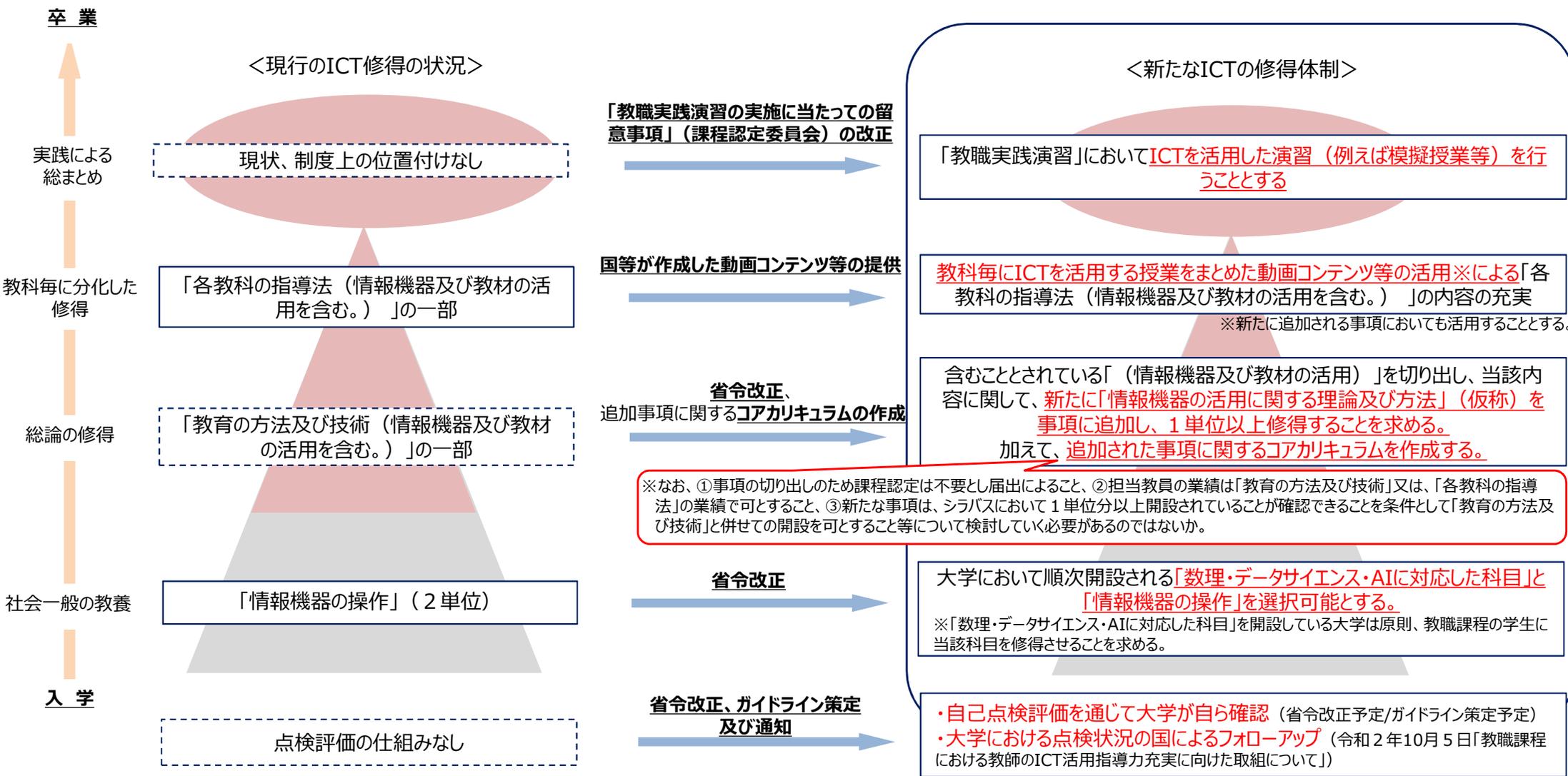
なお、本件改正等を踏まえ、説明会等を実施する予定ですので、申し添えます。

（参考）

○同部会（第120回）資料（令和3年1月27日）

https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00008.html

担当：総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室教職課程認定係
TEL03-5253-4111 内線 2451



情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）（案）

全体目標：情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法では、情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方及び児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

（１）情報通信技術の活用の意義と理論

一般目標：情報通信技術の活用の意義と理論を理解する。

到達目標：１）個別最適な学びと協働的な学びの実現や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の必要性など、社会的背景の変化も踏まえた情報通信技術の活用の意義と在り方を理解している。
２）特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する情報通信技術の活用の意義を理解している。
３）ICT 支援員などの外部人材や大学等の外部機関との連携の在り方、学校における ICT 環境の整備の在り方を理解している。

（２）情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進

一般目標：情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方について理解する。

到達目標：１）育成を目指す資質・能力や学習場面に応じた情報通信技術を効果的に活用した指導事例（デジタル教材の作成・利用を含む。）を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。
２）学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用して指導や学習評価に活用することや教育情報セキュリティの重要性について理解している。
３）遠隔・オンライン教育の意義や関連するシステムの使用法を理解している。
４）統合型校務支援システムを含む情報通信技術を効果的に活用した校務の推進について理解している。

（３）児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための指導法

一般目標：児童及び生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための基礎的な指導法を身に付ける。

到達目標：１）各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（以下「各教科等」という。）横断的に育成する情報活用能力（情報モラルを含む。）について、その内容を理解している。
２）情報活用能力（情報モラルを含む。）について、各教科等の特性に応じた指導事例を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。
３）児童に情報通信機器の基本的な操作を身に付けさせるための指導法を身に付けている。

※小学校教諭